令和３年度坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業

助成金申請要項

|  |
| --- |
| 1．申請期間　　　令和３年７月１日（木）から令和４年１月３１日（月）まで2．申請方法　　　申請書類を商工会の本所、支所窓口に持参してください。　■坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町上新庄2-10-1　　℡66-3324　　■坂井市商工会　三国支所　　　　三国町北本町3-2-12　　℡82-5055　　■坂井市商工会　春江支所　　　春江町江留下相田35-1　℡51-2211　　■坂井市商工会　丸岡支所　　　　丸岡町一本田5-76　　　℡66-65553.申請な必要な書類の入手方法下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。　（1）坂井市商工会のホームページからダウンロード　　（ＵＲＬ）http://shoko**-**sakaicity.or.jp/ （2）坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口4．問合せ先　　ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧いただくか、下記までお問合せ下さい　坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町上新庄2-10-1　　(電　　話)　０７７６－６６－３３２４　(受付時間)　午前8時30分～午後5時15分まで(土、日および祝日は除きます。) |

坂　井　市　商　工　会

令和３年度　坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金申請要項

1．助成金名称

　坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金

2．事業の目的

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも感染防止対策に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えようとする小規模事業者等に対して、商工会独自の補助を行い事業主負担の軽減を図ることにより、その事業継続を支援する。

3．助成対象者

商工会会員であり、令和３年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者

4．助成対象経費

　新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費（消費税は対象外）

5．助成金額

　１会員事業所当たり20，000円を上限とする

6．申請期限

　令和４年１月３１日（月）

7．提出書類

　　・坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）

　【添付書類】・購入物品、単価、数量、令和３年４月１日以降に納品されたことが分か

　　　 るもの（レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）

・通帳の表紙裏見開きページの写し

8．申請窓口

■坂井市商工会　本所･坂井支所　℡66-3324　■坂井市商工会　三国支所　℡82-5055

　■坂井市商工会　春江支所　　　　℡51-2211　■坂井市商工会　丸岡支所　℡66-6555

〇　申請の流れ

　新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する物品を購入後に、必要書類を添付して

坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。【**令和４年１月３１日申請期限】**

〇　留意事項

　・国、県、市およびその他団体等の補助金を利用して購入した物品については補助対象外とします。

・助成金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消します。この場合、申請者は速やかに助成金を返還することとなります。

　・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合があります。

令和３年度坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等に対し、感染防止対策費用の一部を助成することにより、感染症対策を図ることで小規模事業者支援を行うことを目的とした本助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、｢小規模事業者等｣とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第５４号）第２条に規定する中小企業者及び小規模事業者をいう。

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象となる事業者は、商工会会員であり令和３年度の商工会会費が未納でない者とする。

（助成金事業の経費範囲）

第４条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染防止対策に要した経費とし、令和３年４月１日から令和４年１月３１日までに事業を実施し、かつ支払った経費(消費税を除く。)を対象にする。ただし、国、県、市その他団体等から補助を受けている物品に対する経費、又は受ける予定の経費は対象外とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、１会員事業所当たり20，000円を上限とする。ただし、補助金の申請は原則として１会員につき１回限りとする。

（助成金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、令和４年１月３１日までに、令和３年度坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第１号)を商工会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第７条　商工会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

２　商工会長は、前項の規定により交付について決定したときは、令和３年度坂井市商工会小規模事業者等コロナ対策応援事業助成金交付決定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条　商工会長は、前条第２項の規定により、助成金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（その他）

第9条　この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

　　附　則

　（施行期日）

　1.この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

　（失効）

　2.この要綱は、令和４年１月３１日限り、その効力を失う。